

第六十五条の八

免許法第三条の二第二項第七号に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第五十条第一項及び第二百一十六条第一項に規定する外国語活動の一部、同令第五十条第一項、第七十二条、第二百二十六条、第二百二十七条及び第二百二十八条第二項に規定する道徳の一部、同令第五十条第一項、第七十二条、第八十三条、第二百二十六条第一項、第二百二十七条及び第二百二十八条に規定する総合的な学習の時間の一部並びに同令第五十二条に規定する小学校学習指導要領及び同令第二百二十九条に規定する特別支援学校小学部・中学部学習指導要領で定めるクラブ活動とする。

第六十五条の九

第六十六条の二 免許法第五条第五項第二号の規定により同項第一号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。

一 〇三 「略」

第六十七条

免許法別表第三及び別表第八の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる学校以外の教育施設において教育に従事した者（免許法別表第三備考第二号の規定により実務に関する証明を受けることができる者を除く。）は、それぞれ第二欄に掲げる学校の教員に相当するものとし、その勤務成績についての実務証明責任者は第三欄に掲げるとおりとする。

〔表略〕

更新講習を履修するに当たつては、次の各号に掲げる授与を受けようとする普通免許状の種類に応じ、当該各号に定めるものを履修するものとする。

- 一 教諭の免許状 教諭を対象とする免許状更新講習
二 養護教諭の免許状 養護教諭を対象とする免許状更新講習
三 栄養教諭の免許状 栄養教諭を対象とする免許状更新講習

第六十五条の十

免許法第三条の二第二項第七号に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第五十条第一項及び第二百一十六条第一項に規定する外国語活動の一部、同令第五十条第一項、第七十二条、第二百二十六条、第二百二十七条及び第二百二十八条第二項に規定する道徳の一部、同令第五十条第一項、第七十二条、第八十三条、第二百二十六条第一項、第二百二十七条及び第二百二十八条に規定する総合的な学習の時間の一部並びに同令第五十二条に規定する小学校学習指導要領及び同令第二百二十九条に規定する特別支援学校小学部・中学部学習指導要領で定めるクラブ活動とする。

第六十五条の十一

第六十六条の二 免許法第五条第六項第二号の規定により同項第一号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。

一 〇三 「同上」

第六十七条

免許法別表第三の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる学校以外の教育施設において教育に従事した者（免許法別表第三備考第二号の規定により実務に関する証明を受けることができる者を除く。）は、それぞれ第二欄に掲げる学校の教員に相当するものとし、その勤務成績についての実務証明責任者は第三欄に掲げるとおりとする。

〔同上〕

〔条を削る。〕

〔条を削る。〕

第七十四条

前項の原簿には、氏名、生年月日、本籍地、免許状授与年月日、免許状の番号、授与の根拠規定、教科、特別支援教育領域（新教育領域の追加の定めがあつたときにあつては、当該新教育領域及び当該新教育領域の追加の定めを含む。）、授与条件、失効又は取上げの年月日及び失効又は取上げの事由（次条第八号に掲げる事項をいう。）並びに特定免許状失効者等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第六項に規定する特定免許状失効者等をいう。）に該当するときはその旨その他必要と認める事項を記載しなければならない。

第七十三条の三 免許法第七条第四項に規定する証明書の様式は、別記第四号様式のとおりとする。

第七十三条の四 第六十一条の十に規定する有効期間の更新又は延長に関する証明書の様式は、それぞれ別記第五号様式及び別記第六号様式のとおりとする。

第七十四条

前項の原簿には、氏名、生年月日、本籍地、免許状授与年月日、普通免許状に係る所要資格を得た日の属する年度、教員資格認定試験に合格した日の属する年度、免許法第十六条の三第二項又は第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日の属する年度、教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）第二条の表の上欄各号に掲げる者となつた日の属する年度、有効期間の更新年月日、有効期間の更新番号、有効期間の延長年月日、有効期間の延長番号、有効期間の満了の年月日（有効期間が延長されたときにあつては延長後の有効期間の満了の年月日）、免許状の番号、授与の根拠規定、教科、特別支援教育領域（新教育領域の追加の定めがあつたときにあつては、当該新教育領域及び当該新教育領域の追加の定めを含む。）、授与条件、失効又は取上げの年月日及び失効又は取上げの事由（次条第八号に掲げる事項をいう。）並びに特定免許状失効者等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第六項に規定する特定免許状失効者等をいう。）に該当するときはその旨その他必要と認める事項を記載しなければならない。

第七十六条

免許法認定講習及び免許法認定通信教育を開設した者は、単位修得原簿及びこれに関する主なる公文書を相当期間保存しなければならない。

第七十六条

免許法認定講習を開設した者は、単位修得原簿及びこれに関する主なる公文書を相当期間保存しなければならない。